買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成 25 年２月 28 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
石川県鳳珠郡能登町字天坂ロ部９番 山林　297㎡	若林　要助 石川県鳳至郡柳田村大字天坂	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 25 年２月 28 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
大阪府茨木市小柳町44番２ 田　201㎡	吉田千代三 大阪府茨木市大字真砂12番屋敷	現況：茨木市所管道路
大阪府茨木市小柳町45番２ 池沼　42㎡	馬場　三吾 大阪府茨木市大字真砂451番452番地	
大阪府茨木市小柳町74番２ 田　52㎡	岸部寅之助 大阪府茨木市大字真砂15番屋敷	
大阪府茨木市玉櫛二丁目325番２ 田　9.91㎡	吉田　伊作 大阪府茨木市大字真砂418番地の２	
大阪府茨木市玉櫛二丁目326番２ 田　13㎡	乾　　真一 大阪府茨木市大字真砂420番地	
大阪府寝屋川市寿町1623番 田　3.30㎡	田中幸次郎 大阪府枚方市大字枚方141番地	現況：寝屋川市所管道路
大阪府寝屋川市石津南町291番３ 田　6.61㎡	平池余治兵衛 大阪府北河内郡寝屋川町大字平池110番地	
大阪府寝屋川市昭栄町182番６ 田　3.30㎡	倉内喜久治 大阪府北河内郡寝屋川町字高宮421番地 永尾　市松 大阪府北河内郡寝屋川町字高宮513番地の１ 平岡九良兵衛 大阪府北河内郡寝屋川町字高宮511番地	
大阪府枚方市北中振二丁目1781番 畑　105㎡	田賀喜兵衛 大阪府大阪市南区塩町通四丁目43番地	現況：枚方市所管道路
大阪府門真市寿町259番４ 田　138㎡	中田　幹雄 大阪府北河内郡門真町大字一番513番地	現況：大阪府所管道路
大阪府守口市佐太西町二丁目28番 田　3.30㎡	小野市兵衛 大阪府大阪市東区道修町二丁目14番地	現況：守口市所管道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 25 年２月 28 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
広島県広島市佐伯区五日市町大字寺田字南迫20番13 畑　611㎡	三澤　　剛 広島県広島市南観音町	
広島県呉市上畑町666番４ 畑　27㎡	日本発送電株式会社 廣島縣安芸郡府中町	
広島県広島市安佐南区沼田町大字大塚字観音2118番 畑　56㎡	城　　柳市 在米	現況：広島市所管道路
広島県広島市安佐南区沼田町大字大塚字観音2119番３ 畑　4.54㎡		
広島県広島市安佐南区沼田町大字大塚字観音2119番４ 畑　21㎡		現況：広島市所管道路
愛媛県越智郡上島町弓削日比47番１ 畑　6,103㎡	潮音寺 愛媛県越智郡弓削村大字下弓削	
愛媛県越智郡上島町弓削日比78番 畑　330㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成 25 年２月 28 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
長崎県南島原市口之津町丁字西新開5788番２ 原野　537㎡	金子四都男 長崎県南高来郡口之津町	
長崎県南島原市口之津町丁字西新開5788番３ 原野　250㎡	金子　守久 長崎県南高来郡口之津町 金子　元久 長崎県南高来郡口之津町	耕作目的で貸付中 公共利用計画あり
長崎県南島原市口之津町丁字西新開5788番４ 原野　302㎡	松村　源治 長崎県南高来郡口之津町 楠田　郡治 長崎県南高来郡口之津町	